





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年2月19日(火) 第9675号

■ 目 次

~~:

告 示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第39号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年2月19日

群馬県知事 大澤 正明

1 知事指定薬物の名称

- (1) N- (2-フルオロフェニル) -N- [1- (2-フェニルエチル) ピペリジン-4-イル] プロパンアミド(通称名Ortho-fluorofentanyl、2-Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl) 及びその塩類
- (2) N— (4—メトキシフェニル) —N— [1— (2—フェニルエチル) ピペリジン—4—イル] ブタンアミド (通称名p—Methoxy—butyrylfentanyl、Paramethoxybutyrfentanyl、4—Methoxybutyrfentanyl、4—MeO—BF) 及びその塩類
- (3) N—エチル— 1 (2 フルオロフェニル) プロパン— 2 アミン (通称名 2 F E A、2 f l u o r o e t h a m p h e t a m i n e) 及びその塩類
- (4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1- (シクロヘキシルメチル) -1 H-インドール-3-カルボキサミド (通称名ADB-CHMICA) 及びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成31年2月20日

每週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111